

■通関士試験対策問題・解説集（訂正表）

（今回の再訂正）

該当箇所	訂正後	訂正前
<p>解答編 P.157 [33]</p>	<p>【輸出差止めの申立て】</p> <p>(1) = <del>×</del> 関税法には規定なし（不正競争差止請求権者は、税関長が輸出してはならない貨物に該当する不正競争防止法第2条第1項第3号に規定する形態模倣品について行う認定手続において、税関長に対して証拠を提出して意見を述べるができるが、その際に経済産業大臣の意見書を出さなければならないとの義務は課されていない（不正競争差止請求権者が、税関長に対して、経済産業大臣の意見書を提出しなければならない義務が課されているのは、輸出差止申立の手続を行う場合においてであって、認定手続においてではない。）（関税法第69条の3第1項後段、同法施行令62条の2第1項。））</p> <p>（参考）輸出差止申立の手続</p> <p>不正競争差止請求権者は、税関長に対して、輸出差止申立てをする場合には、輸出差止申立てしようとする物品が不正競争防止法第2条第1項に規定する次の物品の何れかに該当するものであることについて経済産業大臣の意見を求め、経済産業大臣の意見書を税関長に対して提出しなければならない義務が課されている（関税法第69条の4第1項後段、関税法基本通達69の4-3-1（注））。</p> <p>① 不正競争防止法第2条第1項第1号に規定する「周知表示の混同を惹起する物品」</p> <p>② 不正競争防止法第2条第1項第2号に規定する「著名表示を冒用する物品」</p> <p>③ 不正競争防止法第2条第1項第3号に規定する「他人の商品の形状、模様、色彩等と実質的に同一である形態模倣品」</p>	<p>【輸出差止めの申立て】</p> <p>(1) = <u>○</u> 第69条の4第1項、関税法第69条の4第1項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則第1条、関税法基本通達69の4-3の(1)注書（関税法第69条の4第1項後段は、不正競争防止法第2条第1項第1号に規定する商品等表示であって…その他の経済産業省令で定める事項について…）と規定しているため、不正競争差止請求権者は、営業上の利益を侵害する不正競争防止法第2条第1項第1号（周知表示の混同を惹起する物品）から第3号までの物品について税関長に対して輸出差止めを申立てる場合には、経済産業大臣の意見及びその理由が記載された書面を税関長に対して提出しなければならない。）</p> <p>（注）このことは、関税法第69条の13第1項（輸入差止め申立て）においても同じです。</p>
<p>問題編 P.444 第6問 3-イ</p>	<p><u>2,000,000</u>円</p>	<p><u>200,000</u>円</p>
<p>問題編 P.447 第7問 4-ロ</p>	<p><u>40,000</u>円</p>	<p><u>40,0000</u>円</p>
<p>問題編 P.447 第7問 4-ニ</p>	<p><u>15,000</u>円</p>	<p><u>15,0000</u>円</p>
<p>問題編 P.448 第9問 3-ニ</p>	<p><u>1,200,000</u>円</p>	<p><u>1,200,0000</u>円</p>